

松本市公契約条例を制定しました

松本市は、公共工事や市民サービスに係る業務委託など、さまざまな契約(公契約)を締結していますが、こうした公契約に関する市としての基本方針を定め、市と受託者等との責務を明確にするとともに公契約の活用を通して、労働環境の向上、地域経済の活性化、市民サービスの向上などを図ることを目的に、「松本市公契約条例」を制定し、令和5年7月1日に施行しました。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

松本市は、平成27年1月「松本市の契約に関する方針(内規)」を定めて以降、建設工事に係る最低制限価格制度の改正、総合評価落札方式の見直し、社会保険未加入対策への取組みなど、同方針に基づく事業者の適正利潤の確保や、労働環境の向上につながる制度改正に取り組んできました。

近年、社会全体として働き方改革が求められているほか、公共サービスを担う地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組みなどの必要性が指摘されています。

公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保につながるものですが、労働環境の整備は、事業者側にとっても優秀な担い手の確保や育成、健全で安定した経営環境につながり、ひいては、地域経済の健全な発展にもつながるものと考えています。

1 条例の適用範囲

公契約条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

- (1) 市が発注する全ての工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約
- (2) 市と指定管理者が締結する全ての指定管理協定

2 特定公契約の適用範囲

特定公契約の範囲は次のとおりです。ただし、1者による随意契約は除く。

- (1) **予定価格1億円以上の工事請負契約**
- (2) **予定価格**(契約期間が1年以下のものにあつては当該予定価格とし、1年を超えるものにあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。) **10万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約**
 - ア **施設の清掃業務**
 - イ **施設の警備業務**(機械警備業務を除く。)
 - ウ **施設の電話交換又は受付業務**
 - エ **施設の宿日直業務**
- (3) 松本市公の**施設の指定管理者との協定のうち、公募によるもの**

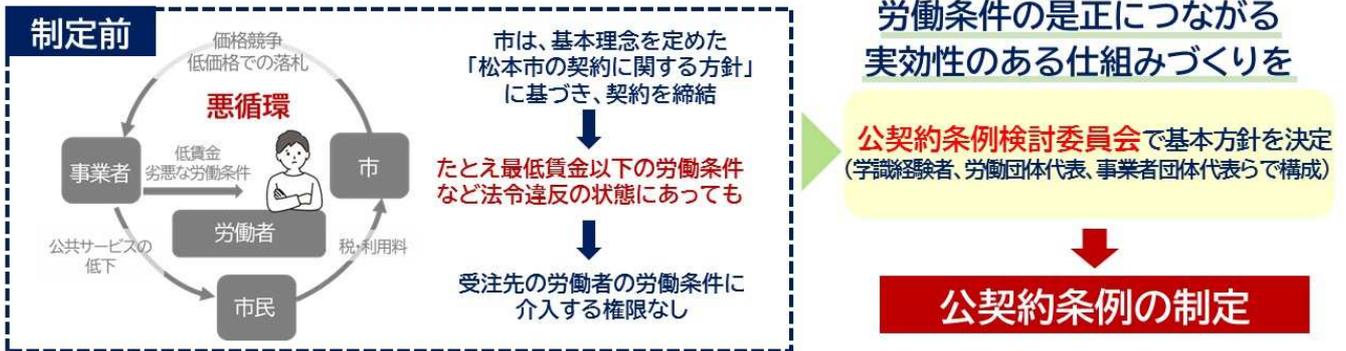
上記の特定公契約の受注者等(元請負者・下請負者)は、特定公契約に携わる労働者等が安心して働くことができるよう、適正な労働条件が確保されているかどうかを確認するため、受注者等に対し、「労働環境報告書」の提出が義務付けられます。

松本市公契約条例 適正な競争で労働条件を改善

公契約とは 国や地方自治体の事業を、民間企業などに発注・委託する際に結ぶ契約

- | | | | | |
|-------|--------|----------|-------|---------|
| 建設工事 | 公共施設管理 | 水道メーター検針 | 宿日直業務 | 施設の清掃 |
| 備品の購入 | 資材の購入 | 印刷物の作成 | 庁舎の警備 | 電話交換 など |

条例制定の背景



松本市公契約条例 適正な競争で労働条件を改善

◆ 松本市公契約条例 3つの特徴 【対象となる「特定公契約」の取扱い】

- 1 10万円以上の清掃、警備、電話交換、受付、宿日直業務まで範囲拡大
- 2 受注者に労働環境報告書の提出義務付け
- 3 条例の施行状況を検証する公契約審議会を設置

- ★清掃業など最低賃金で働くことが多いサービス業の権利を守ることに主眼
- ★賃金など労働環境をチェックする報告書を労働者も閲覧し、市に是正の申し出が可能
- ★市は、事業者には是正指導、労基署への通報や法令違反を公表



詳しくは、松本市のホームページをご覧ください。→



【お問い合わせ】 財政部 契約管財課 TEL：34-8301